

長野市障害者基本計画中間見直し（案）に対する市民意見等の募集（パブリックコメント）結果について

1 趣旨

長野市障害者基本計画中間見直しに当たり、計画(案)に対して、市民のみなさんからご意見等を募集しました。

その結果をお知らせするものです。

2 募集期間

平成27年12月14日（月）から平成28年1月13日（水）

3 募集方法

書面、電子メール

4 公表方法

市ホームページ、記者会見、広報ながの、閲覧

5 閲覧場所（意見用紙配布窓口）

障害福祉課、行政資料コーナー、各支所、長野市障害者福祉センター、
長野市ふれあい福祉センター、長野市地域活動支援センター、長野市障害者相談支援センター
市ホームページ

6 募集結果

(1) 意見等提出者数

16人(提出方法:窓口7人、郵送1人、ファクス6人、電子メール2人)

(2) 意見等の件数

50件(なお、一つの項目に対して、同様の意見が複数ある場合は、意見内容を一つにまとめて掲載しています。)

意見区分		件数
①	冒頭 総論、計画の体系、障害者の状況について	1
②	第1章 権利・理解の促進	10
③	第2章 相談・福祉サービスの充実	17
④	第3章 暮らしの充実	7
⑤	第4章 教育、育成の充実	4
⑥	第5章 就労・日中活動の充実	6
⑦	第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり	2
⑧	その他	3
合計		50

7 意見等に対する市の考え方

(1) 対応結果一覧

区分	対応内容	件数
1	計画案に盛り込まれているため修正しない。	7
2	意見等により、計画案を修正、追加する。	9
3	計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。	29
4	検討の結果、計画案の修正は、困難である。	0
5	その他(上記のいずれにも該当しないもの)	5
合 計		50

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
1	冒頭 進捗状況の点検・評価 第2章 相談・福祉サービスの充実	第1節 2-1 No14 【長野市障害ふくしネットの機能強化】他41ページ	進捗状況の点検・評価において、長野市障害者基本計画策定（推進）部会が、「連携による事業の推進」「計画の進捗状況の確認・評価」「計画の見直し」などを行うこととされており、基本計画において重要な機関と位置づけられている。 これらの計画が真に市民の手で作り上げられるよう、ふくしネットの組織の在り方、関係機関を含めた市民が参画できるような仕組みづくりを進めていただきたい。	障害ふくしネットの組織のあり方については、現在、関係者で見直しを行っており、様々な人が参加し易い体制を考えていきます。	3
2	第1章 権利・理解の促進	第1節 1-2 No.25 【障害のある人にやさしいまちづくり事業…地域住民向け学習会の開催】33ページ	事業名【障害のある人にやさしいまちづくり事業…地域住民向け学習会の開催】において、「心のバリアフリー」を推進するため、当事者・家族・支援者による体験発表を普及啓発として行って欲しい。	【障害のある人にやさしいまちづくり事業…地域住民向け学習会の開催】の事業内容「障害者への合理的配慮について、」のあとに「当事者・家族・支援者による体験発表等を交えた、講演会、」を加えます。	2

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
3	第1章 権利・理解の促進		<p>刑務所の受刑者の中に「知的障害のある人の累犯受刑者に占める割合が高いこと」、「知的能力レベルの低い人で知的障害者の手帳を取得していない人が多いこと」などが言われている。</p> <p>そこで、長野市は、知的に問題の有る成人の受刑者の刑期終了後の地域移行と地域での生活を支援するための「福祉的支援策」を策定することを望む。</p>	<p>知的障害のある人の累犯については、課題として国が検討を行っていますので、国の動向などを注視していきたいと考えています。</p> <p>また、障害のある人の触法等の課題について、地域で支援を行っていくために、障害ふくしネットとともに取り組んでいきます。</p>	3

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
4	第1章 権利・理解の促進	第1節 【障害のある人の権利を守る】 26ページ	<p>長野市においても、障害者とその家族の参画する障害者差別解消支援地域協議会を設置すべきであり、ジェンダー、年齢、障害種別等を考慮して作ることが望ましい。</p> <p>地域協議会においては、紛争解決まで望まれるようなレベルの研鑽を積んだ人が選任されることが望ましい。</p> <p>地域協議会においては、個人情報の保護に配慮しつつ情報収集を行い、差別やネグレクト、暴行等による密室で行われる、障害者への悲惨な傷害事件、死亡事件を未然に防ぐ対策が必要である。</p> <p>そこで、指導・監督権限の及ぶ障害者の入居施設等の適切な監査体制を構築すべきである。</p>	<p>第1章第1節【障害のある人の権利を守る】の今後の施策の方向性の「虐待防止と差別防止機能の相互連携を図り」及び「障害者差別においては、人権男女共同参画課、法務局等の各関係機関と連携し、障害者差別解消支援地域連携協議会を設置するなどして一元化を進める方向で検討していきます。」の記述に基づき、ご意見を参考に取り組みしていきます。</p>	3

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
5	第1章 権利・理解の促進	第1節1-1 No.09 【ピア・サポーター養成事業】29ページ	障害に伴う困難の特性をよく知るサポーター育成の視点から、本案のそこそこにも医療・福祉・教育・労働に関する支援者の重要性が指摘されているが、事業所所属で活動するにしても、ボランティアで活動するにしても、そういった人々を増やす裏付けになるものが読み取れない。 このようにすれば実現に結びつくという方針を示してほしい。	【ピア・サポーター養成事業】【ガイドヘルパー養成】【ボランティアコーディネーター養成研修事業】【手話通訳者・要約筆記者パソコン要約筆記者派遣事業 手話通訳・要約筆記通訳者養成事業 聴覚障害者向け相談事業 要約サポーター養成事業】【点訳・音訳ボランティア養成事業】 等の事業で、障害のある方の支援に必要な人材を、育成します。 また、これらの人材を有効利用するためのネットワークの構築を検討します。	3
	第2章 相談・福祉サービスの充実	第2節2-2 No.30 【ガイドヘルパー養成】48ページ			
	第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり	第2節6-2 No.37 【ボランティアコーディネーター養成研修事業】112ページ 第2節6-2 No.41 【手話通訳者・要約筆記者パソコン要約筆記者派遣事業 手話通訳・要約筆記通訳者養成事業 聴覚障害者向け相談事業 要約サポーター養成事業】112ページ 第2節6-3 No.47 【点訳・音訳ボランティア養成事業】115ページ			

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
6	第1章 権利・理解の促進	第1節1-1 No.09 【ピア・サポーター養成事業】 29ページ	ピア・サポーターの人材養成について触れられているが、経験上、ピア・サポーターは当事者の中から自発的に育ってくるのが望ましく、行政主体の養成になじみにくい点があることをご理解いただきたいと思います。	【ピア・サポーター養成事業】については、ご意見の趣旨を踏まえて検討しながら推進を図っていきます。	3
7	第1章 権利・理解の促進	第1節1-1 No.09 【ピア・サポーター養成事業】 P29ページ	地域活動支援センターには、当事者がピア・サポーターとして働いている所がある。 当センターは精神障害当事者団体が開設したものであるが、このような形があることも知っていただきたいと思います。	【ピア・サポーター養成事業】では、当事者団体における相談支援活動と連携を図っていきます。	3
8	第1章 権利・理解の促進	第1節1-1 No.09 【ピア・サポーター養成事業】 29ページ	ピアカウンセラーを養成するだけでなく、公的に働けるピアサポーターを養成してほしい。ピアサポーターを職業として望んでいる方は多い。私的な支援者としてだけでなく、公的、職業として目指せるように働く場の確保を要望する。	【ピア・サポーター養成事業】において、ピア・サポーターの養成とともに、活用や活動の場について研究していきます。	3

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
9	第1章 権利・理解の促進	第1節1-1 No.09 【ピア・サポーター養成事業】 29ページ	<p>【ピア・サポーター養成事業】 事業内容の文言について、「当事者の悩みや主張を聞いたり」を「相談・支援と権利擁護を行ったり」に、「当事者活動を支援」を「推進」では如何か。</p> <p>また末尾に、「長期入院者の地域移行にも支援者と共に、ピアサポーターが当事者支援を行うための養成（研修含む）をします。ピアサポーターが当事者の権利擁護活動を行い、他の当事者の声や現状での困難や要望を施策等に反映する代弁者となります。その為にも、ピア・サポーターが養成され、活躍できる場・制度的にも保障される、職業としてのピアサポーターの養成が行われることを目指します。」と加えることを提案する。</p>	<p>【ピア・サポーター養成事業】において、ピア・サポーターの養成とともに、活用や活動の場について研究していきます。</p>	3

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
10	第1章 権利・理解の促進	第2節1-2 No.16 【障害者週間事業】 32ページ 第2節1-2 No.17 【障害理解促進事業】 32ページ	障害者週間をより有効に活用、行政中心に健常者と障害者との交流行事等企画を要望する。	障害者と健常者の交流行事等については、【障害者理解促進事業】の「障害のある人とない人が交流する場を設け」の中で、【障害者週間事業】などの機会の活用をしながら行っていきます。	3
11	第1章 権利・理解の促進	第2節1-2 No.17【障害理解促進事業】 32ページ	「市民の補助犬に対する理解を促進するための啓発事業」を加えてほしい。	【障害理解促進事業】の事業内容「市民の障害理解を深めるため、研修・講演会及び啓発活動等を実施します。」の中で、市民の補助犬に対する理解を促進するための啓発を取り入れていきます。	3

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
12	第2章 相談・福祉サービスの充実	第1節2 【身近に相談できる体制作り】 現状と課題 38ページ	第2章第1節2【身近に相談できる体制作り】 現状と課題4【ピアカウンセリングの充実】 文章の記述を「身体障がい者を中心に」ではなく、三障がい対象のものに変更していただきたい。 [同様の意見 1件あり]	第2章第1節2【身近に相談できる体制作り】 現状と課題4【ピアカウンセリングの充実】の記述において、「長野市内では、毎年1回、身体障害者を中心にピア・カウンセリング講座を開催し、毎年10名余りの方の参加がありますが、」の記述を「市は、毎年身体障害者を中心にピア・カウンセリング講座を開催しています。事業所において精神障害者のピアカウンセリング活動を行っているところもありますが、」に修正します。	2
13	第2章 相談・福祉サービスの充実	第2章2-1 No.10 【障害福祉サービスガイドの発行】 40ページ	長野市障害福祉サービスガイドの点字版、音訳版の作成が明記されていない。	長野市障害福祉サービスガイドの点字版については、作成を行っています。 ご意見を踏まえ、【障害福祉サービスガイドの発行】の事業内容に「点字版の作成や、音声読み上げ対応版のホームページ掲載など」の記述を追加します。	2

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
14	第2章 相談・福祉サービスの充実	第1節2-1 No.18 【心身障害者相談員設置】 42ページ	新規事業の【心身障害者相談員設置】は、従来の心身障害者相談員と呼称が同じであり、事業内容を反映していない。 「身体に障害のある者の更生のため」とのことから身体障害者相談員と呼称を改めてはどうか。	【心身障害者相談員設置】事業は、既の実施している事業ですが、本計画に記載が無かったため、この度の間見直しで新規事業として記載しました。 ご意見を踏まえ、【心身障害者相談員設置】の事業内容説明の内、「身体に障害のある者の更生のために」を「心身に障害のある者の更生のために」に修正します。	2
15	第2章 相談・福祉サービスの充実	第2節2-2 No.25 【補助犬に関する事業】 47ページ	事業名【補助犬に関する事業】の事業内容に「今後も、補助犬使用者の要望や相談を受け現状把握に努めながら、事業を継続していきます。」を加えることを要望する。	ご意見の趣旨を踏まえ、【補助犬に関する事業】の事業内容に「補助犬の同伴や使用に関する苦情や相談に対応します。」の記述を「補助犬使用者の要望や相談を受け現状把握に努めながら事業を行っていきます。」に書き替えます。	2
16	第2章 相談・福祉サービスの充実	第2節2 【身近に相談できる体制作り】 38～39ページ	相談支援の項の中で、「情報提供」について、具体的な方策が明記されていない。	第2章【相談・福祉サービスの充実】第2節【身近に相談できる体制作り】に2【情報提供手段の確保】を設けて「現状と課題」「今後の施策の方向性」を記載しています。	1

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
17	第2章 相談・福祉サービスの充実	第1節1 【障害者ケアマネジメントの充実】 現状と課題 今後の施策の方向性 36～37ページ 第1節2-1 No.01 【ケアプランナー研修事業】 37ページ 第1節2-1 No.04 【障害者相談支援専門員とケアプランナー スキルアップ研修】 37ページ	絶対的にケアプランナーが少ないように思われる。 また、養成研修が年に1回では、育成が難しいと思われる。	相談支援専門員は、経験年数が必要とされるため、事業所の協力が無ければ養成が困難であるのが現状です。養成のための研修は県が実施していますので実施時期や回数などの要望をしていきます。	3

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
18	第2章 相談・福祉サービスの充実	第1節2-1 No.03 【障害者施策第三者評価事業】 37ページ	【第三者評価事業】利用者・家族・関係機関にフィードバックする第三者評価とは、当事者による評価の域を出ず、中立な第三者の評価が反映されるのか疑問である。	今後、【第三者評価事業】の実施に向けては、客観的な評価となるよう、ご意見を参考にして検討していきます。	3
19	第2章 相談・福祉サービスの充実 第5章 就労・日中活動の充実	第1節2 【身近に相談できる体制作り】 38～42ページ	子育て中心世代のサークル、また専門家が入って、相談できる体制の確立が必要である。	第2章第1節2【身近に相談できる体制作り】に掲げる各事業の推進において、ご意見の趣旨を踏まえて取り組んでいきます。	3
20	第2～7章 全般	第2章第1節2-1 No.10 【障害福祉サービスガイドの発行】 40ページ 他各所	情報を必要とする人にその情報が届くようサービスガイドやパンフレットを有効な配布先等の検討を要望する。	【障害福祉サービスガイドの発行】他のパンフレットを含めて、必要とする情報が行き届くよう周知の徹底を図っていきます。	3

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
21	第2章 相談・福祉サービスの充実	第2節2-1 No.14 【長野市障害ふくしネットの機能強化】 41ページ	【障害ふくしネットの機能強化】の中に「議事録の作成」を入れて欲しい。	【障害ふくしネットの機能強化】では、会議ごとの正式な議事録を作成するのは難しい状況です。今後、障害ふくしネットのホームページを活用して情報発信の強化に努めていきます。	3
22	第2章 相談・福祉サービスの充実	第2節2-1 No.16 【ピア・カウンセリング普及事業】 41ページ	【ピア・カウンセリング普及事業】5年前の障害者基本計画当初案から載っている事業である。 「ピア・カウンセラーを配置した事業所への加算」について、早急に具体化してほしい。 「スーパーバイザー」の研修を受けられるようにしていただきたい。 [同様の意見 1件あり]	【ピア・カウンセリング普及事業】は、実施について検討している段階です。 ピアカウンセラー養成講座への補助及びピアカウンセラー配置の加算のあり方については、調査、研究の中で検討していきます。	3

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
23	第2章 相談・福祉サービスの充実	第1節2-1 No.17 【ピア・サポートセンター事業】 42ページ	「地域のピア・サポート活動を支援したり、病院や施設、個人宅にピア・カウンセラーの派遣を検討していきます。」となっているが、精神分野では「長野県ピアサポートネットワーク」が受託して行っている「障がい者支え合い活動支援事業」がほぼ同様の内容で活動している。市とのすみわけはいかがか。	【ピア・サポートセンター事業】は、今後事業を構築する中で、県の事業と住み分けをしながら、より効果的な事業運用を検討していきます。	3
24	第2章 相談・福祉サービスの充実	第1節2-1 No.17 【ピア・サポートセンター事業】 42ページ	【ピア・サポートセンター事業】の本文に、「地域の福祉・医療の支援者とケア会議にピアサポーターも参加したり、ピアサポーター自身が支援を受けられる体制を整えていきます。ピアサポーター自身も支援をする際に必要な研修を受けていきます。」とピア・カウンセラーの派遣に関しての文を加えてほしい。	第2章第1節 2-1 17事業名【ピア・サポートセンター事業】における、ピア・カウンセラーの活用については、今後体制の構築の中で検討していきます。	3

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
25	第2章 相談・福祉サービスの充実	第2節 2-2 No.19 【障害福祉計画の推進】 43ページ	家族介護者の終わりの見えない介護に疲れて心身ともに疲弊している人がいるため、「家族介護者のリフレッシュ休暇」的に、ショートステイの充実と回数の増加、家族介護者のメンタルヘルス専門家の派遣等の充実を盛り込んでほしい。	家族介護者の負担軽減については、【障害福祉計画の推進】の中で、ショートステイの利用、相談事業などを実施しています。 また、家族介護者への支援については、障害福祉サービス等事業所の相談支援専門員や家族会のつながりを通じて取り組んでいきます。	3
26	第2章 相談・福祉サービスの充実	第2節 2-2 No.19 【障害福祉計画の推進】 43ページ	計画相談支援の利用想定人数が提示されている。障害福祉計画では事業所数の目標が提示されていたが、実質的に必要なのは相談支援専門員の常勤換算での人数ではないかと思っている。 障害児相談支援の32年度目標107（人/月）に対するモニタリングを行い、相談支援専門員の常勤換算人数の目標を掲げ、それに向けた具体的な方策を実行していくことをしていかなければ32年度の目標に挙げた人数の相談支援ができない。	【障害福祉計画の推進】に掲げた指標の目標管理に当たっては、【第四期長野市障害福祉計画】の毎年の点検評価・見直しの中で、適切なサービス量を見込んで修正していきます。 相談支援専門員については、調査等を行いながら、状況に応じて検討を行っていきます。	3

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
27	第2章 相談・福祉サービスの充実	第2節2 【福祉施設の充実】 今後の施策と方向性 46ページ	重度の障害者や、環境変化が苦手な障害者が短期入所を利用する際に体験利用ができるようにしてほしい。	今後の施策と方向性7【障害児自立サポート事業・タイムケア】で、受け入れ体制を整えていきます。短期入所の体験利用が必要な場合には、これら事業の活用をしておりますので、必要な方に利用していただけるよう周知等に取り組んでいきます。	3
28	第2章 相談・福祉サービスの充実	第2節2-2 No.32 【障害児自立サポート事業】 48ページ	長野市の障害児自立サポートは放課後等デイサービスと利用条件がだぶる部分を整理し、市町村単独事業として、国の制度では難しい狭間の支援ができる制度に転換していくべきと考える。	【障害児自立サポート事業】は、介護者の負担軽減を事業目的のひとつとしており、障害児とその家族支援に柔軟に対応していると考えています。 事業所のみではなく個人支援者が行える事業であることも特徴的です。 今後、利用者のニーズや国の動向などを注視して、新たな支援策の必要性を考えていきます。	3
29	第3章 暮らしの充実	第2節3-2 No.33 【障害者スポーツ振興事業】 64ページ	【障害者スポーツ振興事業(各種講習会、車いすマラソン、正会員の集い)】の「正会員の集い」の記述は、長野市障害者スポーツ協会の会員向け事業のため、削除してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、【障害者スポーツ振興事業(各種講習会、車いすマラソン、正会員の集い)】のタイトルから「正会員の集い」の記述を削除します。	2

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
30	第3章くらしの充実	第2節3-2 No.37 【フロアーホッケー競技の推進】 64ページ	<p>【フロアホッケー競技の推進】について、フロアホッケー競技の裾野を広げていく具体策はあるのか。</p> <p>事業名【障害者スポーツ振興事業】に含め、フロアホッケーだけを取り上げる必要はないため、廃止すべき。</p> <p>継続として残すのであれば、「長野県フロアホッケー連盟と協力して」等の言葉を追加してほしい。</p>	<p>フロアホッケーは障害の有無にかかわらず誰もが楽しめるスポーツであり、この事業を廃止とせず、フロアホッケー競技を含めて障害者スポーツの振興に取り組んでいきます。</p> <p>フロアホッケーを推進するために【フロアホッケー競技の推進】の事業内容に「長野県フロアホッケー連盟と協力して」の言葉を追加します。</p>	2
31	第3章くらしの充実	第1節3-1 No.01 【障害者福祉施設整備費補助金】 53ページ	<p>【障害者福祉施設整備補助金】平成32年度の目標値の拡大を求めたい。</p> <p>第2章で市営住宅のグループホーム化との事業も並行しながらグループホームの必要数を満たしていけるよう積極的な取り組みをお願いしたい。</p>	<p>グループホームの整備については、【第四期長野市障害福祉計画】に基づいて整備を行っています。</p> <p>【障害者福祉施設整備補助金】事業の目標値は、平成32年度の1年間に整備する施設数であり、毎年同数を整備していくもので、最大限見込んでいると考えています。</p>	1

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
32	第3章くらしの充実	第1節3-1 No.22 【重度心身障害児福祉年金】 58ページ 第1節3-1 No.23 【特別児童扶養手当】 58ページ 第1節3-1 No.24 【障害児福祉手当】 59ページ	保育園、幼稚園に行くことが出来ず、仕事に出られないこともあり、金銭的な支援を拡充して欲しい。	第3章第1節3【所得の保障】における各事業において支援を行っています。	1

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
33	第3章くらしの充実	第1節3-1 No.29 【市バス等運行事業、循環バス、空白型乗合タクシー、中山間地域輸送システム、公共交通空白地有償運送廃止路線代替バス、「長野市公共交通ビジョン」事業の推進】 61ページ	市内循環バスについて 自分の乗る予定のバスの現在位置について表示できるシステムが欲しい。 通過の可否が解らず、不安で待っている障害のある方や お年寄り等の利用者が多い。	市内循環バスの現位置情報につきましては、第3章第1節4【生活の移動手段の確保】に記載する「長野市公共交通ビジョン」に基づく「公共交通の利用環境の整備」の一つとしてバスロケーションシステム等の導入を検討していきます。	1

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
34	第3章くらしの充実	第1節1 【住まいの充実】 52ページ 第1節3-1 No.01 【障害者福祉施設整備費補助金】 53ページ	第3章第1節1【住まいの充実】 現状と課題について「現在のグループホームはバリアフリー化が遅れており、障害のある人の高齢化に対応した設備になっていません。」という認識は、その通りである。 バリアフリー化の施設に対しては（整備費、運営費ともに）加算をつけるなどの対策を立てていただきたい。	【住まいの充実】の現状と課題の記述のとおり、グループホームのバリアフリー化は、課題となっています。 今後、バリアフリー化対応した施設・設備の推進については、国の補助制度の活用などについて検討を図っていきます。	3
35	第3章くらしの充実	第1節3-1 No.13 【補装具費支給事業】55ページ 第3節3-1 No.14 【福祉医療費給付事業】 55ページ	補聴装具の支援があるが、人工内耳の支援がないため、新たに支援をいただきたい。人工内耳は非常に高額で、県外の行政では、かなりの支援があるところもある。イヤーマールド等も補聴器同様、必要で、電池や人工内耳プロセッサの買い替え支援等もある。	人工内耳の手術等を行った場合、医師の診断によって医療費の対象となったときは、法定の自立支援医療（育成医療）制度や【福祉医療費給付事業】で支援しています。 人工内耳プロセッサの買い替えについても医師の診断により、医療費の対象となったときは、上記の公的支援の対象になります。	5

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
36	第4章 教育、育成の充実	第1節 4-1 No.11 【障害児保育事業】 68ページ	難聴児の受け入れに対して保育園が消極的である。専門機関（聾学校）は働く保護者にとって時間的に利用がしづらい。	【障害児保育事業】 公立保育所におきましては受け入れを行っております。受け入れにあたっては、保護者様と面談の上、配慮事項や発達上必要な支援について共通認識を図り、専門機関（聾学校）と連携して保育を進めていくこととしています。私立保育園・認定こども園・幼稚園におきましても特別支援についての研修を重ね、受け入れの促進を図っていくこととしています。	1
37	第4章 教育、育成の充実	第1節 4-1 No.21 【こども相談室の相談事業】 71ページ	難聴児をもつ親としてつらい状態になった。心のケアをして欲しい。育てていくため、また将来子どもが大きくなって、できるだけ通常の人と変わらない社会生活を行えるよう支援をしてほしい。	本市では、【こども相談室の相談事業】を実施しています。0歳から18歳までの子どもや保護者の様々な相談に応じる総合窓口として、相談に応じています。また、各地区の保健センターでも、保健師が、家庭訪問等を行っております。それぞれの相談者が連携して、お子さんの発達に併せてできることを一緒に考え、福祉や教育関係等の関係機関と連携しながら支援します。	1

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
38	第4章 教育、育成の充実	第1節 【母子保健事業・早期療育体制の充実】 第1節4-1 No.01 【乳幼児健康診査】 67ページ	乳幼児期における障害の発見は、将来の障害による困難を軽減する可能性を高める大切なものである。 支援を始める前段階である障害の発見が保護者主体となっている。障害に関する知識もなく、それを見過ごしてしまうケースを無くすため、単なる定期検診以上の各種障害の専門家による検診の体制作りを要望する。	障害等の早期発見や健診精度の向上のため、改善に取り組んでいます。 各種専門家の導入に当たっては、すべての会場で従事することが可能なのかなど、市内の専門家の体制等を踏まえ、調査・研究していきます。	3
39	第4章 教育、育成の充実	第2節4-3 No.41 【放課後子ども総合プランの充実】 80ページ	障害児の他に子どもがいれば、小学校の長期休業時には児童センターへ行かせたい。 障害児のために親は在宅している場合でも児童センターで受け入れてほしい。	放課後児童健全育成事業（厚生労働省所管）の対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象になるとされています。 また、本市においては、【放課後子ども総合プランの充実】により、希望する全ての児童の受け入れを目指して取り組んでいることから、施設の実情に応じ、可能な限り受け入れていきたいと考えます。	5

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
40	第5章 就労・日中活動の充実	第3節 【工賃アップ】 94ページ	<p>P94の現状の課題について、そもそもなぜ工賃アップなのか？を問いた方が良いのではと思う。</p> <p>工賃アップに関して無関心な事業者・管理者が、未だ少なくない現状がある。</p>	第3節【工賃アップ】に、項目3【工賃アップの取り組み】を設けて、工賃の現状や啓発、障害ふくしネットの取り組みなどの記述を追加します。	2
41	第5章 就労・日中活動の充実	第2節5-2 No.12 【地域活動支援センターの充実】 92ページ	地域活動支援センターへの市からの経済的支援を増やしてほしい。	<p>市の地域活動支援センターに関する補助は、国の補助制度に基づいて行っています。</p> <p>センターが充実するよう、利用状況や事業の必要性を見ながら適切な補助を行っていきます。</p>	1
42	第5章 就労・日中活動の充実		<p>発達障害と診断され、就労継続支援施設で働いているが、給料の1/4は通勤費にかかり辛い現実がある。</p> <p>知的障害者や身体障害者と同様に電車料金も半額にしてもらいたい。</p> <p>就労継続支援A型施設で働きたい障害者は多く、社会に貢献し、役立ちたい障害者のためにA型の通所施設を増やしてほしい。</p>	<p>交通運賃の割引は、交通事業者が決めて行っています。ご意見については、関係事業者に伝えます。</p> <p>就労継続支援などの障害福祉サービス事業については、平成29年度までの【第四期長野市障害福祉計画】に基づいて実施しています。</p> <p>平成30年度から平成32年度を計画期間とする第五期計画の策定にあたって調査を行い、適切なサービス量等を見込んでいきます。</p>	3

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
43	第5章 就労・日中活動の充実	第3節 【工賃アップ】	就労継続支援A型等の最低賃金を保障してくれる事業所の確立を望む。	就労継続支援A型などの障害福祉サービス事業については、平成29年度までの【第四期長野市障害福祉計画】に基づいて実施しています。 平成30年度から平成32年度を計画期間とする第五期計画の策定に当たって調査を行い、適切なサービス量等を見込んでいきます。	3
44	第5章 就労・日中活動の充実	第4節 【優先調達の推進】 96～97ページ	P 96～P 97の【優先調達の推進】は、行政及び団体等が実績事例を示し、企業等に推奨していくことが、最終目的と考える。入札方法の見直しや、優先調達法とどのようにリンクしていくのかなどを検討してほしい。	【優先調達の推進】に当たっては、ご意見の趣旨を踏まえて事業に取り組んでいきます。	3
45	第5章 就労・日中活動の充実	第1節 【日中活動の充実】 89～90ページ	P 89～P 90の「現在、日中の活動で困っていることや悩んでいることがありますか」に対してのアンケート内容が合っていないように思う。また、主な意見の内容についても、整理した方が良い。	第5章第2節【日中活動の充実】のアンケート意見内容の表は、日中活動に影響する困りごとや悩みごとを掲載しました。 課題、分野ごとに集約して区分したもので、日中活動に影響する困りごとなどが分りやすく読み取れるように内容を整理します。	5

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
46	第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり	第1節6-1 No.13 【視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）設置工事】 105ページ	ユニバーサルな街づくりの中で、「視覚障害者ブロック」という表現があるが、「視覚障害者誘導用ブロック」に統一した方がよい。	表現を統一し、わかりやすくするため、【視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）設置工事】の他、各事業の内容説明の「視覚障害者ブロック」の表現を「視覚障害者誘導用ブロック」に修正します。	2
47	第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり	第1節6-1 No.01 【やさしいまちづくり事業】 103ページ 第1節6-1 No.25 【ユニバーサルデザイン推進体制の構築】 106ページ	まちかど点検は、障害者の気付きが頼りで本来のあり方ではない。 普段からバリアー情報を収集し障害者と合同で議論して、できるところから結論を出していくべきである。 一歩一歩バリアーフリー化を前面に協議する事が、ユニバーサルデザインに近づくのであって、ゴールは無いのであることを心掛ける事こそ大切だ。	ユニバーサルデザインを実現するためには、バリアフリー化の推進が重要と考えています。 第6章【ユニバーサルデザインのまちづくり】に関する課題については、【やさしいまちづくり事業】の「まちかど点検」のあり方を含めて、【ユニバーサルデザイン推進体制の構築】事業の中で検討していきます。	3

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
48	その他		<p>障害者と高齢者の介護人材の確保の観点から、生産年齢人口及び子どもの出生率の減少の課題に、早急に対応するため少子化対策に関する計画を見直すべきである。</p>	<p>本市の人口減少に係る課題については、全庁的な連携体制により対策を推進するため、長野市人口減少対策本部を設置し、少子化対策等の課題について取組みを進めています。</p> <p>子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在であることから、少子化対策は、社会全体で取り組むべき最重要課題であると認識しています。</p>	3
49	その他		<p>障害者関連の意見聴取の在り方と審議会等の在り方について、障害者意見聴取が一部の団体に偏向していると思われるところが見受けられる。最重度の子供を抱える家族の意見や常時の医療的看護が必要で就学が困難な家庭等、行政の目が届きにくい家族からの意見聴取の方法についても特段の配慮をいただきたい。</p> <p>長野市設置の障害者に係る「審議会等」の設置状況等の情報公開をしてほしい。</p>	<p>この度の本計画の中間見直しにあたっては、「長野市障害者基本計画推進部会」の委員の意見を聞きながら、複数の障害児の親の会を加えてヒアリングを実施しました。ご意見を参考にして今後も意見聴取のあり方を検討していきます。</p> <p>審議会の情報については、公開しており、長野市ホームページに掲載しています。</p>	5

(2) 各意見等に対する市の考え方

No	意見区分	該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
50	その他		聴覚障害のある幼児について、聴力に改善の余地がない事が医学的に明らかであれば、その等級まで認められるようにして欲しい。	<p>身体障害者手帳の等級の認定に当たっては、厚生労働省の基準により行っています。乳幼児の障害認定は概ね3歳以降とする基準があります。</p> <p>3歳未満の乳幼児の認定に当たっては、概ね3歳以降に再認定することが必要であることを踏まえて行っています。</p>	5